

令和6年度（第68回）

船員労働安全衛生月間活動報告

神戸地方船員労働安全衛生協議会
船員災害防止協会神戸支部

令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間を終えて



神戸地方船員労働安全衛生協議会

会長 瀧源 創八

今年の船員労働安全衛生月間は、連日猛暑日が続く、これまでも増して暑さが厳しい中、また、大変お忙しい中、活動委員のみなさまには、各種取り組みにご参加いただき、船員の災害防止、健康確保にご協力いただきましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

この月間活動は船員の災害の防止、健康確保及び快適な船内環境で安心して働ける魅力ある職場の実現を目指して、昭和32年に始まりまして、今年度で68回目となります。この間、みなさまのご尽力により、船員の災害や疾病の発生率は大幅に減少しておりますが、他方で、依然として、船員の死傷災害の発生率は陸上の約4倍という状況にあり、引き続き、災害等の防止に向けて啓発等、活動を続けていくことが重要と感じております。

「待っている 家族の笑顔を 忘れずに」というスローガンの下、9月1日から30日までの期間、取り組まれ、この間、神戸港、東播磨港、洲本港など、神戸地区において、「訪船指導」、「海中転落者救助訓練」、「船員無料健康相談」を、また、漁期の関係で8月の取り組みとなりますが、但馬地区において、「訪船指導」を実施して参りました。

船員労働安全衛生月間の取り組みは9月いっぱいではしましましたが、月間活動の期間にとらわれず、災害防止、健康確保に向けた啓発等の取り組みを、地道に続けていただくことが重要と感じております。

そのためにも、当協議会においては、今後も引き続き、船員の災害防止と健康確保について注視を続け、より一層の船員労働安全衛生活動の取組をすすめて参りたいと思います。みなさまのお力添えのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に月間中のみなさま方のご協力に改めて感謝申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

目 次

I	令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間実施要領	1
II	船員災害防止大会宣言	4
III	令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間活動状況	
1.	月間開始式、船員災害防止大会等の開催	5
2.	広報活動	6
3.	安全・衛生に関する訪船指導	7
4.	船員無料健康相談の実施	8
5.	安全講習会等の開催	9
6.	活動委員等	9
	月間活動実績関係資料	
	＜資料1＞令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間活動実績	10
	＜資料2＞月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 次第	11
	＜資料3＞船員労働安全衛生月間 広報活動状況調査 結果概要	12
	＜資料4＞月間中の訪船指導船舶数	13
	＜資料5＞令和6年度 月間訪船指導結果	14
	＜資料6＞船舶飲用水の水質検査結果	16
	＜資料7＞事故撲滅のための調査表 集計結果	17
	＜資料8＞令和6年度(第68回)船員労働安全衛生月間活動委員名簿	19
◎	神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿	21

令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. スローガン

待っている 家族の笑顔を 忘れずに

2. 実施期間

令和6年9月1日～9月30日

3. 実施事項

協議会会員を中心に活動委員を選出し、総務班、安全指導班、衛生指導班を編成し、関係官公署・関係団体の協力を得て以下の事項を実施する。

(1) 広報活動

① ポスター、標語ビラ、パンフレット等の作成配付

船員災害防止協会等が作成したポスター、標語ビラ、パンフレット等を海事関係者の事務所、船客待合所等関係者の目につきやすい場所に掲示し、幅広く月間運動の趣旨を周知する。

また、啓発用グッズや構成員からの寄贈品を、関係団体等を通じて船舶所有者や船員に配付するとともに、訪船指導時、期間中に開催されるイベント等においても同様に配付する。

② 報道機関等の活用

月間運動を啓発するため、運動期間中に実施する諸行事について、報道機関を活用するとともに、関係団体等の会報、機関誌（紙）に掲載依頼をする。

③ 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

月間運動を広報するため、海事関係者の協力を得て、「船員労働安全衛生月間」と銘入れた懸垂幕・横断幕・幟を、関係機関の事業所、船客待合室等の関係者の目につきやすい場所に掲揚する。

④ 緑十字旗の掲揚

安全衛生意識の高揚を図るため、関係者に対し緑十字旗の掲揚を依頼する。

(2) 月間開始式並びに船員災害防止大会の開催

海事関係者が一堂に会し、月間運動を契機に、より一層安全意識の高揚を図り、船員災害の撲滅を期するため、船員災害防止協会神戸支部と共催で、月間開始式並びに船員災害防止大会を開催する。（9月2日開催予定）

併せて、安全衛生に関する特別講演会を開催する。

(3) 安全衛生に関する訪船指導等

神戸運輸監理部・本局管内の神戸港をはじめとした各港内に停泊中の船舶を重点的に訪船し、乗組員とともに船内を巡回のうえ、安全衛生チェックリスト

に基づき点検を実施する。点検の結果、不安全な状態が認められる船舶については、船長に改善を指導するとともに、その船舶所有者に対しても改善を要請する。

点検に当たっては、「安全衛生の手引き」を各船舶において配付し、船内安全衛生委員会の設置や船内の食事管理、医療報告書の備置・活用といった改正事項を踏まえた指導を行う。

安全指導班及び衛生指導班はそれぞれ以下の事項に留意して指導を行う。

①安全指導班

- ・ 海中転落防止のため、その起因となっている転倒・つまずきの防止のため安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認し、改善の必要がある場合には、船長に是正措置を求めるなど指導を行う。
- ・ 海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用を徹底する。また、周囲に人がいない状況での原因不明の海中転落が多い事から、単独での作業は避け、万一の転落時にも迅速に救助が行えるよう指導する。
- ・ 当直・操縦前のアルコールチェックの徹底等、安全管理体制を充実させるよう指導する。
- ・ 係船索の破断による死亡災害を防止するため、係船索を含む係船設備の点検及び保守の確実な実施並びに事故防止措置がとられるよう、周知・指導する。
- ・ 協議会地区内の船舶所有者を対象として、8月に「事故撲滅のための自己点検シート」を活用し、月間開始前に自主点検を促す。

②衛生指導班

- ・ 船内飲用水に係る月に1回以上の遊離残留塩素の含有率の検査の実施及び年に1回以上の公的検査機関による水質検査の受検、清水タンク等の洗浄実施の徹底を図るとともに、3検体程度を目処に訪船時の採水検査を実施する。
- ・ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大抑止のため、手洗いうがいの励行や手指消毒等、感染症対策を指導する。

(4) 訪社指導

船舶所有者及び漁協等の関係団体を訪問し、安全衛生管理体制の指導を行う。特に安全衛生委員会を設置している会社においては、活動状況を調査するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促す。

(5) 船員無料健康相談の実施

関係医療機関の協力を得て、神戸港及び東播磨港において、船員無料健康

相談を実施し、メンタルヘルスの確保、メタボリックシンドローム等による生活習慣病を中心とした健康確保対策を推進する。

(6) 高年齢船員の死傷災害の防止

高年齢船員の「慣れ」からくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

(7) 若年船員に対する安全衛生指導の充実

訪船指導時に、船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝承や、チェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する安全衛生管理手法を通じた教育・指導を促す。

(8) メンタルヘルスに対する対策とハラスメントの防止

疾病発生件数に増加が見られるメンタルヘルス対策として、船員の健康無料相談や特別講演会等活用し、メンタルヘルスに対する知識及び意識の向上に努める。

全事業者にパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止措置が義務化されたことを踏まえ、相談窓口の設置、社内研修の実施等ハラスメント防止対策を適切に講ずるよう、啓発に努める。

(9) 感染症に対する対策

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症については、それぞれの感染症に応じた予防対策を徹底させる。

(10) 月間運動の実施状況の取りまとめ及び報告

今後の船員災害防止活動に資するため、月間報告会を神戸及び但馬地区を対象に開催し、月間運動の実施状況の取りまとめ及びその評価を行うとともに、訪船等で明らかになった船員の安全衛生面についての問題点を整理する。また月間中の諸行事の実施状況等を冊子にとりまとめ、関係者に配布する。

船員災害防止神戸大会宣言

昭和32年度から実施されてきた船員労働安全衛生月間は、今年度で68回目を迎える。その間、関係者のたゆまぬ努力により、船員の死傷災害並びに疾病の発生率は着実に減少してきたが、ここ10年以上にわたり、その減少割合が鈍化傾向にあり、今後は、近年の発生事例や発生状況を認識した上で、同様の災害・疾病の発生を防止するための更なる努力が必要である。

現在、我が国では急速な少子・高齢化の進行により、生産年齢人口の減少を背景に様々な業種で担い手の確保が大きな課題となっており、船員についても同様の課題がある。

船員の働き方改革の一環として、船内作業環境の改善や船員の健康確保を図ることは、担い手の確保の観点からも重要となっている。

船舶所有者及び船員等の関係者双方が、安全衛生に対する意識の高揚を図り、安全衛生管理体制の整備をはじめとする船員災害防止活動に積極的に取り組むことにより、船員が働き甲斐・生き甲斐をより強く感じることができ、かつ、家族がさらに安心して船員を送り出せる職場環境を確立することが強く求められている。

今年度の船員労働安全衛生月間における強化すべき重点事項として、「作業時を中心とした死傷災害防止対策」を始め、「海中転落・海難による死亡災害防止対策」、「船員の健康確保対策」、「ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保」、更に「年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策」を掲げるとともに、労働時間、労働負荷の軽減にも努め、安全で魅力ある職場づくりに取り組まなければならない。

私たちは、本日の「第57回船員災害防止神戸大会」開催を契機として、「待っている 家族の笑顔を 忘れずに」のスローガンの下、改めて初心に立ち返って、災害・疾病の減少を目指し、関係者一体となった日々の活動を推進していくことを誓い、ここに宣言する。

令和6年9月2日

船員災害防止協会神戸支部長 渡辺 真二

Ⅲ 令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間活動状況

令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間では、“待っている 家族の笑顔を 忘れずに”をスローガンに掲げ、船内での安全かつ衛生的な作業環境・居住環境を実現し、安心して働ける魅力ある職場づくりを目指して、当協議会月間実施要領により集中的に諸活動を展開した。

今年度の活動は、活動委員及び関係者の協力を得ながら、神戸地区・但馬地区共に当初の計画通り精力的に諸活動を実施することができた。＜資料1＞

1. 月間開始式、船員災害防止大会等の開催

9月2日に、船員災害防止協会神戸支部との共催により、月間開始式並びに船員災害防止神戸大会を開催した。＜資料2＞

今年度は、海事関係者60名の参加があり、船員労働安全衛生月間活動を通じて安全衛生意識の高揚を図り、船員労働災害の撲滅と船員の健康確保へ向けた諸活動を積極的に推進していく旨参加者で確認を行った。



＜月間開始式・挨拶（左から瀧源会長、渡辺支部長、臼井監理部長）＞

(1) 船員労働安全功績者表彰

船員労働安全衛生月間の安全指導員として、多年にわたり協議会の月間活動実施に協力貢献した功績により、下記2名を表彰した。

（授与式は但馬地区活動委員総会にて実施）

- ・但馬漁業協同組合 柴山支所
川本 洋 氏
- ・浜坂漁業協同組合 諸寄支所
中村 彰 氏



＜月間開始式・功績者表彰＞

(2) 特別講演会

「メンタルヘルスセミナー ～コーピングとコミュニケーションを学ぶ～」と題し、株式会社ヒューマン・タッチ 代表取締役 森川 隆司 氏をお招きし、特別講演会を開催した。



＜特別講演の様子＞

2. 広報活動

月間活動の趣旨や月間行事を周知するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため種々の広報活動を実施した。

(1) ポスター、パンフレット等の配布

- ① 月間啓発の各種ポスターやその他安全衛生に関する取組みを促すパンフレット等を関係団体、関係官公署等に配布し、事務所・ロビー等へ掲示依頼した。また、訪船指導時には各船舶にて同様に配布し、船内での掲示を依頼した。



- ② 当協議会が作成した啓発用グッズを、構成員より寄贈された絆創膏、ウェットティッシュ、ポケットティッシュを併せて広報物として関係団体、関係官公署等に配布した。

(2) 報道機関等に対する広報

月間期間中に実施する主な行事・日程等について神戸海運記者クラブ等を通じて報道機関に発表し、月間活動に関する記事が下記メディアで取り上げられた。

- ・日本海新聞 (但馬地区訪船指導)
- ・神戸新聞 (同上)
- ・日本海事新聞 (海中転落者救助訓練)
- ・海事プレス (同上)

(3) 懸垂幕、のぼりの掲揚

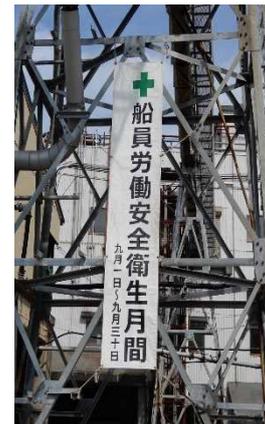
「船員労働安全衛生月間」の懸垂幕・のぼりを次の箇所に掲げた。

・神戸地区

メリケンパーク
サニーピアクリニック
事務所 (神鋼物流(株))

・但馬地区

但馬漁業協同組合香住支所
但馬漁業協同組合柴山支所
浜坂漁業協同組合本所
浜坂漁業協同組合諸寄支所



(4) 広報活動状況調査

効果的な月間活動の実施のため、海事関係者がそれぞれ実施している周知広報活動の状況について、総務班活動委員を対象に調査を実施した。協議会や船員災害防止協会等が作成・配布している既存の資料・広報物を活用した周知広報が中心となっている事が確認された。＜資料3＞

3. 安全・衛生に関する訪船指導

(1) 訪船指導

指導員が**76隻(一般船舶44隻、漁船32隻)**に訪船した。月間の趣旨の徹底を図るとともに、安全な作業環境と衛生的な居住環境の実現に向け、チェックリストに基づき点検を実施した。また、別途旅客船3隻に対して、船舶飲用水の水質検査を実施した。＜資料4・5・6＞

【訪船指導における主な指導事項】

漁船については、船内一部につまずき防止警戒塗色の措置が講じられていない船舶や、使用済みウエス入れの蓋がない船舶が確認されたため、早急に改善するよう指導した。

一般船舶については、防火標識及び脱出経路・昇降設備・出入口の方向標識が不鮮明な船舶に対し、標識の設置を指導した。



＜訪船指導の様子（神戸地区）＞



＜訪船指導の様子（但馬地区）＞

(2) 「事故撲滅のための調査」の実施

自船の安全レベルの把握と事故撲滅に向けた取組の活性化を狙いとして、船舶所有者（漁船を除く）にチェックシートを配布し、回答を依頼する調査を実施した。

配布数110者のうち、66者（船舶数201隻）から回答があり、調査結果は＜資料7-1＞のとおりである。

4. 船員無料健康相談の実施

神戸掖済会病院（東播磨港）、神戸マリナーズ厚生会病院及びサニーピアクリニック（神戸港）の3機関により、船員無料健康相談（血圧測定、尿検査、血液検査（サニーピアクリニック実施分を除く）、問診含む）を実施し、計**51名**が参加した。



＜船員無料健康相談の様子（東播磨港）＞



＜船員無料健康相談の様子（神戸港）＞

5. 安全講習会等の開催

9月10日に洲本港において、「海中転落者救助訓練」（主催：大阪湾水先艇株式会社、参加者68名）が実施され、海難等発生時に必要な知識・技術の習得を図った。



＜海中転落者救助訓練の様子＞

6. 活動委員等 <資料8>

総務班	29名	安全指導班	17名
衛生指導班	3名	事務局	3名
		合計(延べ)	52名

月間活動実績関係資料

令和6年度(第68回)船員労働安全衛生月間活動実績

月日	曜日	行 事 名	実 施 場 所	訪船 隻数	採水 隻数	指導 員等 参加 数	健康 相談 参加 数	講演 会等 参加 数
8/21	水	但馬地区活動委員総会	兵庫県但馬県民局 豊岡農林水産 振興事務所 但馬水産事務所					11
		但馬地区訪船安全指導	香住港	14		17		
8/22	木	但馬地区訪船安全指導	柴山港	5		16		
			浜坂港	3		7		
			諸寄港	2		5		
8/23	金	但馬地区訪船安全指導	津居山港	8		16		
9/2	月	月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 ・特別講演「メンタルヘルスセミナー ～コーピング とコミュニケーションを学ぶ～」	神戸第2地方合同庁舎					60
9/4	水	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/5	木	訪船安全指導	神戸港	2		6		
9/9	月	訪船安全指導	神戸港	1		4		
9/10	火	海中転落者救助訓練 (大阪湾水先艇株式会社主催)	洲本港					68
		訪船安全指導	洲本港	5		5		
9/13	金	船員無料健康相談	神戸港(フェリー「りつりん2」船内)				27	
		船舶衛生指導	神戸港	3		2		
		訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/24	火	訪船安全指導	神戸港	12		7		
9/25	水	訪船安全指導	神戸港	1		3		
			東播磨港	7		5		
9/26	木	船員無料健康相談	東播磨港				12	
		訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/27	金	訪船安全指導	神戸港	9		8		
9/30	月	訪船安全指導	神戸港	1		3		
9/1～30(土日祝日を除く) 船員無料健康相談 於:サニーピアクリニック							12	
合 計 (参加数は延べ数)				76 隻	0 隻	113 名	51 名	139 名
【うち、但馬地区分】				32 隻	0 隻	61 名	0 名	11 名

第68回 船員労働安全衛生月間開始式
第57回 船員災害防止神戸大会

令和6年9月2日(月) 14:00～
神戸第2地方合同庁舎 1階 第1会議室

次 第

<第一部>

1. 開 会
2. 主催者挨拶 神戸地方船員労働安全衛生協議会 会長 瀧源 創八
3. 主唱者挨拶 神戸運輸監理部長 臼井 謙彰
4. 来賓挨拶 神戸市港湾局副局長 小沢 彰史 氏
全日本海員組合 関西地方支部長代行 和田 文男 氏
船員災害防止協会 専務理事 川路 勉 氏
5. 船員労働災害防止優良事業者認定証交付
6. 船員安全推進賞表彰
7. 神戸地方船員労働安全衛生功績者表彰
8. 船員災害防止協会船員安全衛生関係功労者表彰
9. 船員災害防止協会優良会員認定証交付
10. 船員災害防止大会宣言 船員災害防止協会 神戸支部長 渡辺 真二

<第二部>

11. 保護具メーカー等説明

<第三部>

12. 特別講演
演題 『メンタルヘルスセミナー ～コーピングとコミュニケーションを学ぶ～』
講師 株式会社ヒューマン・タッチ
代表取締役 森川 隆司 氏
13. 閉 会

船員労働安全衛生月間 広報活動状況調査 結果概要

各団体・機関により構成された活動委員25者に対してアンケートを実施したところ、23者から回答があった。結果は以下のとおり。

1. 広報活動の周知先

周知先	回答者数
船舶所有者(会員含む)	14者
船舶	10者
その他(来庁者、局内、事務所、受診者)	5者

2. 広報物の配布

配布物	回答者数
月間ポスター	15者
標語ポスター	13者
船員災害防止協会パンフレット等	12者
広報用グッズ(ペットボトルホルダー等)	11者
その他	0者

3. 横断幕等の掲揚・その他の掲示

配布物	回答者数
横断幕、懸垂幕	5者
のぼり	3者
緑十字	3者
ポスター	20者

4. 月間関係記事などの掲載について

配布物	回答者数
機関誌紙・会報	1者
ホームページ	0者
SNS	0者

5. その他広報活動の実施

- ・海中転落救助訓練を実施、業界紙に掲載された。
- ・主催する総会にて事務連絡を行った。

6. 広報活動における工夫点

- ・特に回答なし

7. 事務局への要望、気付いた点等

・昨年度から無料健康相談の「血液検査」が項目から外れている。これに関しての理由説明等が一切ない。受診者からの声も小さくあるが、「血液検査」がないと受診者側のメリットはほとんどないのではないかと個人的には感じている。病院側のご都合があるのだろうが、血液検査費を協議会が負担する等の工夫はできないものか。

・広報誌等への掲載については、活動期間中に掲載するには8月上旬までに掲載用チラシの配布が無ければ掲載できない。

月間中の訪船指導船舶数

区分		船種	漁 船	漁船以外の船舶	計
実 施 地 区 別	神 戸 地 区			32	32
	尼 崎 西 宮 芦 屋 地 区				0
	東 播 磨 地 区			7	7
	淡 路 地 区			5	5
	但 馬 地 区	32			32
合 計			32	44	76
総 ト ン 数 別	100トン未満		27	17	44
	100～699トン		5	22	27
	700～2,999トン			2	2
	3,000トン以上			3	3

令和6年度 月間訪船指導結果

訪船指導船舶数	漁船						一般船舶					合計
	14	5	8	3	2	32	32	7	5	44	76	
不備等指導船舶数	2	4	6	2	2	16	1				1	17
点検項目・内容	香住	柴山	津居山	浜坂	諸寄	漁船小計	神戸	尼西	東播磨	淡路	漁船以外小計	合計
○通行及び足場の安全												
1 歩み板、舷ていの状態(巾40cm以上、踏みさん、手すりなど)												
2 床面の凸凹箇所、突出物への安全カバー又は警戒塗色	1		2			3						3
3 頭などがぶつかるおそれのある箇所に被覆又は警戒塗色		1				1						1
4 床面及び通路の整理整頓状況(安全な通路巾の確保など)	3					3						3
5 船内の昇降階段、手すり等の状態(破損、腐食の有無など)												
6 墜落危険箇所への安全索等の防護措置												
○機械その他の危険な個所に対する防護措置												
1 動力伝導部分への安全カバー等による接触防護措置			1	1		2						2
2 蒸気、排気ガス管等への被い等による接触防護措置												
○その他の危険からの防護及び安全標識												
1 使用済みウエス入れの状態(不燃性のふた付き容器)												
2 脱出経路を示す夜光指示標識	2			1		3	1				1	4
3 清水管、消火栓等への正しい色分け			1	1		2						2
4 配電盤への高電圧危険標識												
5 その他安全標識(ペイントストア、バッテリー置場、消火器具置場など)			1	1		2	1				1	3
○プロパンガスの管理												
1 ポンプ置場の状態(直射日光除け被い、固定方法、通風換気など)												
2 配管の状態(耐圧ホース、腐食の有無など)												
3 ポンプ置場への火気厳禁標識												
4 ガス器具を使用する場所の換気及び器具固定の状況												
○保護具及び検知器具												
1 保護帽、安全靴、保護眼鏡等の備置												
2 危険作業に応じた保護具の備置(安全ベルト、作業用救命衣など)												
3 積荷等に応じた検知器具の備置(酸素検知器、ガス検知器など)												
○飲用水の管理												
1 公的機関における水質検査による適合(年1回以上)												
2 遊離残留塩素含有率測定による適正管理(月1回以上測定、0.1mg/L以上)				2		2						2
○調理場、食堂等の衛生保持												
1 調理場、食堂等の状態			1			1						1
2 残飯保管容器の状態(ふた付き容器)												
○安全衛生管理・記録												
1 安全衛生教育の状況(船内ミーティング、船主等の訪船指導、陸上での研修など)												
2 安全衛生デーの設定												
3 安全担当者記録簿の備置及び記載状況	1			1		2						2
4 衛生担当者記録簿の備置及び記載状況				1		1						1
5 操舵設備の発航前検査記録(公用航海日誌等)の記載状況												
指導件数計	7	1	6	8		22	2				2	24

安全衛生チェックリスト

★点検結果記号：「○」=良好、「△」=一部不鮮明・やや不良、「×」=不良・不備、「-」=該当事項なし

【安全関係】

	甲板	機関
I 通行及び足場の安全		
1 歩み板、舷ていの状態（巾40cm以上、踏みさん、手すりなど）		
2 床面の凹凸箇所、突出物への安全カバー又は警戒塗色		
3 頭などがぶつかるおそれのある箇所に被覆又は警戒塗色		
4 床面及び通路の整理整頓状況（安全な通路中の確保など）		
5 船内の昇降階段、手すり等の状態（破損、腐食の有無など）		
6 墜落危険箇所への安全索等の防護措置		
II 機械その他の危険な個所に対する防護措置		
1 動力伝導部分への安全カバー等による接触防護措置		
2 蒸気、排気ガス管等への被い等による接触防護措置		
III その他の危険からの防護及び安全標識		
1 使用済みウエス入れの状態（不燃性のふた付き容器）		
2 脱出経路を示す夜光指示標識		
3 清水管、消火栓等への正しい色分け		
4 配電盤への高電圧危険標識		
5 その他安全標識（ペイントストア、バッテリー置場、消火器具置場など）		
IV プロパンガスの管理		
1 ボンベ置場の状態（直射日光除け被い、固定方法、通風換気など）		
2 配管の状態（耐圧ホース、腐食の有無など）		
3 ボンベ置場への火気厳禁標識		
4 ガス器具を使用するの場所の換気及び器具固定の状況		
V 保護具及び検知器具		
1 保護帽、安全靴、保護眼鏡等の備置		
2 危険作業に応じた保護具の備置（安全ベルト、作業用救命衣など）		
3 積荷等に応じた検知器具の備置（酸素検知器、ガス検知器など）		

【衛生関係】

I 飲用水の管理		
1 公的機関における水質検査による適合（年1回以上）		
2 遊離残留塩素含有率測定による適正管理（月1回以上測定、0.1mg/l以上）		
II 調理場、食堂等の衛生保持		
1 調理場、食堂等の状態		
2 残飯保管容器の状態（ふた付き容器）		

【安全衛生管理体制、記録関係】

1 安全衛生教育の状況（船内ミーティング、船主等の訪船指導、陸上での研修など）		
2 安全衛生デーの設定		
3 安全担当者記録簿の備置及び記載状況		
4 衛生担当者記録簿の備置及び記載状況		
5 操舵設備の発航前検査記録（公用航海日誌等）の記載状況		

【備考】△及び×とした事項等について具体的に記入し、早期に改善してください。

記入例：機関室からの脱出経路に夜光指示標識がなかったので、会社へ購入を依頼した。

船舶飲用水の水質検査結果

対象 船舶	航行 区域	採水 月日	採水 場所	検査項目											判 定	
				一 般 細 菌	大 腸 菌	亜 硝 酸 態 窒 素	硝 酸 態 窒 素 及 び 亜 硝 酸 態 窒 素	塩 化 物 イ オン	有 機 物	pH 値	味	臭 気	色 度	濁 度		
A船	沿海	9/13	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適
B船	平水	9/13	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適
C船	限定沿海	9/13	調理室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適

<参考> 飲用水の水質検査基準

検査項目	水質基準
一般細菌	1ml中に100個以下
大腸菌	100ml中に検出されないこと
亜硝酸態窒素	1ℓ中に0.04mg以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1ℓ中に10mg以下
塩化物イオン	1ℓ中に200mg以下
有機物(全有機炭酸の量)	1ℓ中に3mg以下
pH値	5.8~8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

事故撲滅のための調査票 集計結果

当地区の船舶所有者(漁船除く)66者・201隻より報告があったものを集計したところ、結果は以下のとおりであった。(調査票の様式は次頁のとおり)

1. 船舶への乗降施設について(労安則19)	該当する	該当しない	不明
①常時利用できる乗降用設備がある(5点)	152(75.6%)	41(20.4%)	8(4.0%)
②乗降施設は幅40cm以上あり、手すりがついている(5点)	132(65.7%)	61(30.3%)	8(4.0%)
③転落防止ネットを設置している(5点)	49(24.4%)	144(71.6%)	8(4.0%)
④乗降施設付近に常時使用できる救命浮環がある(5点)	165(82.1%)	28(13.9%)	8(4.0%)
⑤過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)	4(2.0%)	197(98.0%)	0(0.0%)

2. 海中転落防止について(労安則27-2)

①救命衣等着用を徹底している	177(88.1%)	20(10.0%)	4(2.0%)
②救命胴衣等を定期的に点検している	193(96.0%)	4(2.0%)	4(2.0%)
③保護柵を設けている(5点)	114(56.7%)	83(41.3%)	4(2.0%)
④海中転落防止のための教育を実施している(5点)	174(86.6%)	23(11.4%)	4(2.0%)
⑤過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)	3(1.5%)	198(98.5%)	0(0.0%)

3. 重大事故防止について

①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)	190(94.5%)	11(5.5%)	0(0.0%)
②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)	189(94.0%)	12(6.0%)	0(0.0%)
③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点)	189(94.0%)	12(6.0%)	0(0.0%)
④過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)	10(5.0%)	191(95.0%)	0(0.0%)

4. 船内における安全衛生管理体制について

①船内安全衛生委員会を設置している(5点)	158(78.6%)	39(19.4%)	4(2.0%)
②日常的にミーティングを行っている(5点)	187(93.0%)	10(5.0%)	4(2.0%)
③船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)	161(80.1%)	36(17.9%)	4(2.0%)

5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)	191(95.0%)	8(4.0%)	2(1.0%)
②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)	188(92.5%)	11(5.5%)	2(1.0%)
③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)	143(71.1%)	56(27.9%)	2(1.0%)

6. アルコール検査体制について

①アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築している(5点)	185(92.0%)	15(7.5%)	1(0.5%)
②当直前には必ずアルコール検査を実施し、記録もされている。(5点)	186(92.5%)	14(7.0%)	1(0.5%)
③アルコール検査は、第三者の立ち会いの下、実施している。(5点)	160(79.6%)	40(19.9%)	1(0.5%)

※少数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の値の合計が必ずしも100%にならない場合がある。

事故撲滅のための自主点検チェックシート

船舶所有者名：	点検者氏名：
船名：	点検年月日：

★ 該当する選択肢を○で囲み、右欄に合計点を記載しましょう。

1. 船舶への乗降施設について(労安則19)

- ①常時利用できる乗降用設備がある(5点)
- ②乗降施設は幅40cm以上あり、手すりがついている(5点)
- ③転落防止ネットを設置している(5点)
- ④乗降施設付近に常時使用できる救命浮環がある(5点)
- ⑤過去3年以内に船舶への乗降にかかる転倒・転落事故があった(△3点)

1. 小計
点

2. 海中転落防止について(労安則27-2)

- ①救命衣等着用を徹底している(5点)
- ②救命胴衣等を定期的に点検している(5点)
- ③保護柵を設けている(5点)
- ④海中転落防止のための教育を実施している(5点)
- ⑤過去3年以内に海中転落事故があった(△3点)

2. 小計
点

3. 重大事故防止について

- ①転倒危険箇所にトラマークを塗るなど、転倒防止策を講じている(5点)
- ②階段の滑り止めや保護索の設置等、転落防止策を講じている(5点)
- ③機関の回転部等に接触防止の囲いを設置している(5点)
- ④過去3年以内に船内での転倒・転落事故があった(△3点)

3. 小計
点

4. 船内における安全衛生管理体制について

- ①船内安全衛生委員会を設置している(5点)
- ②日常的にミーティングを行っている(5点)
- ③船員労働安全衛生月間のポスター、標語ビラを掲示している(5点)

4. 小計
点

5. 安全・衛生記録について(労安則5、8)

- ①安全担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ②衛生担当者記録簿に適切な記載がある(5点)
- ③新規乗船者に対する教育とその記録がある(5点)

5. 小計
点

6. アルコール検査体制について

- ①アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築している(5点)
- ②当直前には必ずアルコール検査を実施し、記録もされている。(5点)
- ③アルコール検査は、第三者の立ち会いの下、実施している。(5点)

6. 小計
点

100点 法律要件以上のことが出来ています。この状態を維持しましょう。

80～99点 安全のための備えは出来ているでしょう。でも油断は禁物です。

50～79点 不安はありませんか？改良点はまだまだあるはずです。

～49点 危険因子があります。ただちに改善しましょう。

合計点
点

令和6年度（第68回）
船員労働安全衛生月間活動委員名簿

総務班

瀧源	創八	神戸地方船員労働安全衛生協議会会長
高橋	元明	(一社)日本船主協会 阪神地区船主会
加藤	栄	船員災害防止協会 神戸支部
石定	正則	兵庫海運組合
溝渕	裕章	全国内航輸送海運組合
北村	伸也	兵庫県漁業協同組合連合会
大和	晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
大塚	臣介	扇洋会
森本	卓司	協同組合神戸タグ協会
峰	浩司	兵庫県農林水産部水産漁港課
松下	貴史	神戸市港湾局経営企画課
居藏	泰隆	神戸市健康局環境衛生課
大塚	邦恭	神戸海上保安部
松井	由香	(公社)日本海員掖济会 神戸掖济会病院
豊岡	哲司	(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
山本	康治	(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック
板橋	真依子	早駒運輸グループ
菅田	勝己	(一社)兵庫県小型船舶工業会
上村	良	全国内航タンカー海運組合関西支部
三井	聡美	神戸大学大学院 海事科学研究科
石原	達也	(独)海技教育機構 神戸分室
小谷	拓士	香住海上保安署
井筒	樹兵	兵庫県但馬県民局 但馬水産事務所
大垣	沙貴	但馬漁業協同組合香住支所
福丸	美香	但馬漁業協同組合柴山支所
濱本	晶愛	但馬漁業協同組合津居山支所
中村	彰	浜坂漁業協同組合本所
前垣	圭佑	浜坂漁業協同組合諸寄支所
黒澤	茂	神戸運輸監理部

安全指導班

門林幸佑	(一社)日本船主協会 阪神地区船主会
大和晋	神戸港はしけ運送事業協同組合
石定正則	兵庫海運組合
高木敏行	兵庫県農林水産部水産漁港課
松下貴史	神戸市港湾局経営企画課
田中暁	早駒運輸グループ
上村良	全国内航タンカー海運組合関西支部
三井聡美	神戸大学大学院 海事科学研究科
石原達也	(独)海技教育機構 神戸分室
小谷拓士	香住海上保安署
井筒樹兵	兵庫県但馬県民局 但馬水産事務所
西上剛生	兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所
駒居慧一	但馬漁業協同組合香住支所
川本洋	但馬漁業協同組合柴山支所
川口千晶	但馬漁業協同組合津居山支所
前垣圭佑	浜坂漁業協同組合本所
山西長豊	浜坂漁業協同組合諸寄支所

衛生指導班

末原整	(公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
中野郁夫	(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
山本康治	(一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック

事務局

加藤栄	船員災害防止協会 神戸支部
奥田祥史	神戸運輸監理部
大角実久	神戸運輸監理部

神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿

- 1 (一社)日本船主協会 阪神地区船主会
- 2 船員災害防止協会 神戸支部
- 3 全日本海員組合 関西地方支部
- 4 兵庫海運組合
- 5 全国内航輸送海運組合
- 6 神戸港はしけ運送事業協同組合
- 7 神戸旅客船協会
- 8 兵庫県漁業協同組合連合会
- 9 扇洋会
- 10 協同組合神戸タグ協会
- 11 (一財)日本船舶職員養成協会近畿
- 12 兵庫労働局労働基準部 労災補償課
- 13 兵庫県農林水産部 水産漁港課
- 14 兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所
- 15 神戸市港湾局 経営企画課
- 16 神戸市健康局 環境衛生課
- 17 神戸市保健所 東部衛生監視事務所
- 18 神戸検疫所
- 19 神戸海上保安部
- 20 (公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院
- 21 (一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院
- 22 (一財)サニーピア医療保健協会 サニーピアクリニック
- 23 神戸船具商組合
- 24 早駒運輸グループ
- 25 (一社)兵庫県小型船舶工業会
- 26 兵庫県漁業協同組合連合会 但馬支所
- 27 内海水先区水先人会
- 28 大阪湾水先区水先人会
- 29 日本押船土運船協会
- 30 全国内航タンカー海運組合 関西支部
- 31 (一財)神戸観光局 港湾振興部
- 32 神戸大学大学院 海事科学研究科
- 33 独立行政法人海技教育機構 神戸分室
- 34 香住海上保安署
- 35 但馬漁業協同組合
- 36 浜坂漁業協同組合
- 37 神戸運輸監理部 海上安全環境部